

第15回
国際連合犯罪防止
刑事司法会議
(アブダビコンGRES)

ナショナルステートメント

犯罪防止及び刑事司法の分野における「誰一人取り残さない」
持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた日本の取組



法務省旧本館（赤れんが棟）

目次

第1	京都 kongress のレガシー	1
第2	犯罪防止戦略の推進（議題 1）	5
第3	人を中心とした、包摂的で対応力のある刑事司法 制度の推進（議題 2）	9
第4	組織犯罪及びテロリズムを含む、 新たな形態の犯罪への取組と対策（議題 3）	13
第5	犯罪防止及び刑事司法分野における協力及び パートナーシップを向上させるための より良い協力（議題 4）	17
第6	アブダビ kongress 及び 2030 年、その先の未来に向けて	22

※ 本ステートメントは、アラブ首長国連邦アブダビで開催される国際連合犯罪防止刑事司法会議（United Nations Congress on Crime Prevention and Criminal Justice。以下「kongress」という。）の第 15 回会議（以下「アブダビ kongress」という。）に提出される日本政府の公式ステートメントであり、アブダビ kongress の全体テーマである「犯罪防止、刑事司法、法の支配の加速：デジタル時代において、人と地球を守り、持続可能な開発のための 2030 アジェンダを達成すること」及び 4 つの議題に沿って、第 14 回会議（以下「京都 kongress」という。）以降の犯罪防止及び刑事司法の分野における「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた日本の取組を紹介するとともに、国際社会に対する提言と日本のコミットメントを発信するものである。

京都 kongress におけるナショナルステートメントは、法務省ホームページに掲載されている。

https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai02_00070.html



日本の貢献

日本は、コンGRESに長年にわたって貢献してきた。昭和 45（1970）年には京都で第 4 回コンGRESの開催をホストし、その約 50 年後の令和 3（2021）年にも再び京都で第 14 回コンGRESの開催をホストし、それ以降もそのレガシーを構築してきた。日本は、世界一安全・安心な国として、法の支配や基本的人権の尊重といった価値を国際社会に浸透させていくための取組を通じて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に寄与していく揺るぎない決意を改めて表明する。

現代の国際社会は、国境を越えて複雑・巧妙化する犯罪、デジタル技術の進化に伴う悪影響、格差の拡大といった多くの課題に直面しており、これらに対処し、犯罪を防止するためには、法制度の整備だけでなく、人を中心とした刑事司法の構築が不可欠である。また、犯罪の根源的防止には、社会の周縁に置かれがちな人々へのまなざしが不可欠である。日本は、犯罪をした人への教育、職業訓練、地域社会の支援体制の強化等を通じ、再犯防止と社会復帰支援を両輪として推進し、犯罪に関与した人々をも包摂する「誰一人取り残さない」社会の実現に貢献していく。

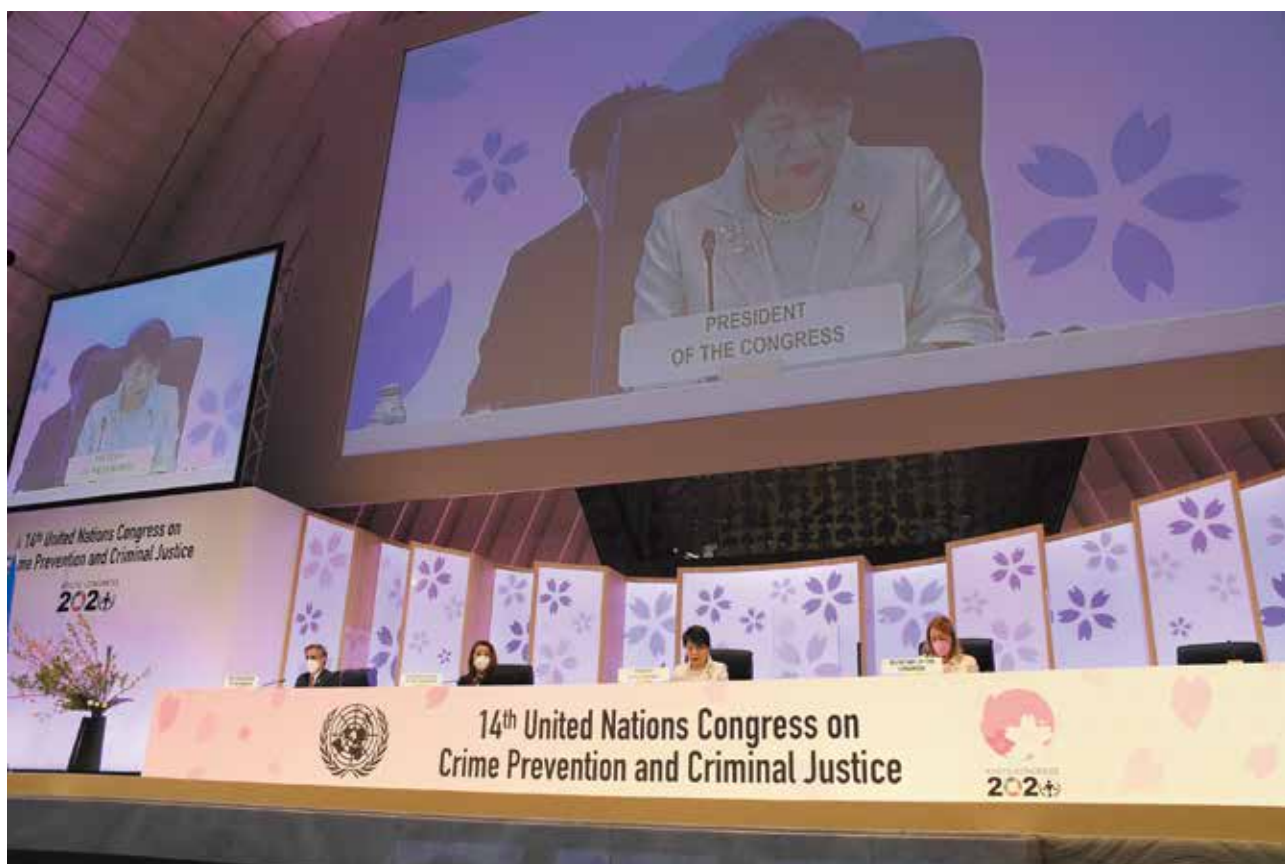
さらに、日本は、国際社会との連携を重視し、法務省が国際連合（以下「国連」という。）と協力して運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders：UNAFEI という。詳細は 18 頁。）の活動等を通じて国連薬物・犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime：UNODC）を始めとする国際機関との協働の下、能力構築支援、人材育成、デジタル技術を活用した犯罪対策の高度化などに積極的に取り組んでいる。今後も、法執行機関の能力向上支援や国境を越えた犯罪対策の協力を強化し、各国と共に公正で実効的な国際刑事司法システムの形成に寄与していく。

日本は、アブダビコンGRES後、そしてポスト 2030 を見据え、若者、外国法務・司法関係者、及び国内外の多様なマルチステークホルダーと手を携え、全ての人の尊厳が等しく守られ、安全・安心に暮らせる社会の実現を目指し、刑事司法・犯罪防止分野における取組を更に前進させ、不断の努力を続けていく。国際社会は、このような社会の実現のために何をすべきか。本ステートメントにおける日本の取組の紹介が、国際社会における取組の前進の一助となれば幸いである。

第1 京都コンGRESのレガシー

京都コンGRESは、令和3（2021）年3月、「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」を全体テーマとして京都市で開催され、その成果文書として「京都宣言」が採択された。

日本は、京都宣言の実施に当たりリーダーシップを発揮すべく、①「国際協力の促進のための各地域における実務家ネットワークの創設」、②「刑事司法分野における次世代を担う若者の育成」及び③「世界各国における再犯防止の推進」の3つを柱とした取組を積極的に進め、法の支配の推進を主導してきた。



京都コンGRES開会式

1 アジア太平洋刑事司法フォーラム

(Criminal Justice Forum for Asia and the Pacific : Crim-AP)

京都宣言では、国際協力の強化や、法執行機関による地域ネットワークを構築することの重要性が確認された。この点、日本を含むアジア太平洋地域においては、更なる国際協力の強化に向けて、各国相互で、より理解を深める必要性があった。

そこで、日本は、UNODCと連携し、東南アジア諸国の捜査共助の中央当局を中心としたオペレーショナルなネットワークであるSEAJust (Southeast Asia Justice Network) を創設するとともに、アジア太平洋地域における各国の捜査共助・犯罪者処遇に関する法制度や運用に関する知見共有プラットフォームとして「アジア太平洋刑事司法フォーラム (Criminal Justice Forum for Asia and the Pacific : Crim-AP) (以下「フォーラム」という。) を定期開催することとした。

これに基づき、日本国法務省は、UNODCと協力し、令和4(2022)年から同7(2025)年までの間に計4回、フォーラムを開催した。フォーラムは、捜査共助作業部会と矯正保護作業部会の2つの作業部会で構成され、それぞれアジア太平洋地域の各国・機関の刑事司法実務家が参加した。捜査共助作業部会では、電子証拠、証人の供述、資産回復(凍結、没収等)等についての各国の捜査共助に関する課題、知見、情報共有を行ったほか、その成果物としてハンドブックを作成した。矯正保護作業部会においては、多様なステークホルダーの協力と再犯を減らすための社会的アプローチ、刑務所における女性犯罪者の処遇に係る課題及び進展等のテーマについて情報共有や意見交換を行った。このように、日本は、刑事司法実務家による情報交換や知見の共有を行うことにより、各国の相互理解・信頼を促進するなど、アジア太平洋地域における一層の国際協力を進めてきた。



第4回 Crim-AP (令和7(2025)年6月)

2 法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム

令和3（2021）年2月に、京都 kongress に先立ち開催された京都 kongress ・ユースフォーラムでは、安全・安心な社会の実現に向けた40項目の勧告が採択され、京都 kongress に提出された。同勧告は、京都 kongress の議論に若者ならではの新鮮な視点を提供するものであり、各国から高い評価を得た。また、京都宣言では、ユースフォーラムの開催などを通じた若者のエンパワーメントの重要性が指摘された。

この成果を踏まえ、日本国法務省は、UNODCと協力し、「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を定期開催することとした。「法遵守の文化」とは、国民が、一般に、法及びその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえこれらを尊重する文化であり、法の支配を支えるものである。日本は、同フォーラムを通して、若者が、法の支配や司法をめぐる現代の課題に関する理解を深め、互いのバックグラウンドや価値観を理解・共有し、多様性を許容してネットワークや友情を育むとともに、その声を国際的な議論が行われる場に届けることができる貴重な機会となるよう努めている。

日本国法務省は、令和3（2021）年以降、計4回のフォーラムを開催しているほか、令和5（2023）年には、司法外交閣僚フォーラム（注）の開催に併せて、タイ法務研究所（Thailand Institute of Justice：TIJ）との共催で、日本とASEAN各国等の若者が法の支配について議論する「法の支配推進のための日ASEAN特別ユースフォーラム」を開催した。議論の成果は、勧告として取りまとめられ、日ASEAN特別法務大臣会合や国連犯罪防止刑事司法委員会（Commission on Crime Prevention and Criminal Justice：CCPCJ）に提出された。



第3回ユースフォーラム（令和7（2025）年2月）

（注）日本国法務省は、令和5（2023）年7月、ASEAN・G7各国の法務・司法大臣や国際機関の代表を日本に招へいし、司法外交閣僚フォーラムを開催した。同フォーラムでは、日ASEAN特別法務大臣会合、G7司法大臣会合、ASEAN・G7法務大臣特別対話の3つの会合が開催された。

3 京都モデル戦略：再犯防止国連準則の策定

京都宣言では、マルチステークホルダー・パートナーシップ（多機関連携）を始めとする再犯防止施策の充実について詳細な記載が設けられるなど、同分野に対する高い関心が示された。

京都 kongress に際して、UNAFEI が UNODC 及び TIJ と協働して開催した「再犯防止：リスクの特定とその解決策」に関するワークショップや、サイドイベントとして開催された「世界保護司会議」においては、保護司を始めとする地域更生保護ボランティアが再犯防止の取組に参画することの有用性等について議論された。この成果を踏まえ、日本は、再犯防止に関する国連準則の策定を主導してきたところ、同準則は、令和7（2025）年12月の国連総会において採択され、その通称は「Kyoto Model Strategies（京都モデル戦略）」とされた。

その内容は、再犯を防止するための犯罪者への個別アプローチ、施設内処遇・社会内処遇や地域コミュニティの在り方など、再犯防止を推進するために必要とされる6つの原則（Core Principle）に基づいており、これらの原則が18のモデル戦略により72の項目に分けられて示されている。マルチステークホルダー・パートナーシップや地域ボランティアとの連携の重要性について触れられている項目では、グッド・プラクティスの一つとして、日本の保護司が「hogoshi」として紹介されているなど、日本の官民連携や多機関連携による再犯防止の知見が盛り込まれている。



国連総会（令和7（2025）年12月）（左）及び
再開第2回政府間専門家会合（同年3月）（右上、右下）

第2 犯罪防止戦略の推進（議題1）

犯罪防止は、京都 kongress の成果として採択された京都宣言やSDGsを含む2030年アジェンダに反映されているように、より安全で持続可能な社会を実現するために欠かすことができない。日本は、犯罪対策における再犯防止の重要性に鑑み、国家戦略及び行動計画を策定し、マルチステークホルダー・パートナーシップも活用しつつ、刑務所等の施設内や社会内における取組などを推進している。

1 国家戦略及び行動計画の策定

再犯防止に向けた国家戦略としては、平成28（2016）年12月、国を挙げて再犯防止に一層取り組むため、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）が施行された。日本政府は、同法の施行を受け、再犯防止施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29（2017）年12月には、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの5年間を実施期間とする「再犯防止推進計画」（以下「第一次計画」という。）を閣議決定した。第一次計画下の取組の成果や課題を踏まえ、令和5（2023）年3月には、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を計画期間とする第二次再犯防止推進計画（以下「第二次計画」といい、第一次計画と併せて「再犯防止推進計画」という。）を閣議決定した。



「犯罪に戻らない 戻さない」というのは、犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会を構築することを決意するメッセージ

第二次計画においては、以下の7つの重点課題を設定し、96の具体的施策を掲げている。

1. 就労・住居の確保等
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
3. 学校等と連携した修学支援の実施等
4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
5. 民間協力者の活動の促進等
6. 地域による包摂の推進
7. 再犯防止に向けた基盤の整備等

犯罪や非行を繰り返す者の背景には様々な要素があり、これらの要素は必ずしも刑事司法手続の終了までに解消されるわけではない。したがって、刑事司法手続終了後も国、地方公共団体、民間協力者が相互に連携して支援を行い、犯罪や非行をした者が地域社会に立ち戻ることができる環境を整備することが重要である。

この重要性を踏まえ、第二次計画では、新たに「地域による包摂の推進」を重点課題の一つに位置付けた。刑事司法手続終了後の支援は、主に地方公共団体が主体となり、一般住民を対象として提供する各種行政サービス等を通じて行われることが想定される。日本国法務省は、市区町村に対する支援や、犯罪や非行をした者への直接支援に取り組む都道府県に財政支援を行うなど、地方公共団体による再犯防止の取組を促進している。

2 拘禁刑の導入

日本では、令和7(2025)年6月、懲役と禁錮に代わり拘禁刑が導入された。

拘禁刑の導入により、従来の作業の実施を前提とした処遇から、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇に移行することで、よりきめ細かな処遇が可能となり、効果的に改善更生を図ることが期待されている（例えば、薬物依存症の受刑者に対しては、外部の自助グループや専門機関関係者等との連携を図るなどして、個々の受刑者の特性に応じたきめ細やかな処遇の実施に努めている）。

そして、拘禁刑時代にふさわしい処遇の実現に向けた取組を更に推進するため、職員一人一人が大切にすべき理念「更生を信じる力で、もっと安全で豊かな社会を」を矯正行政のミッションとして定め、これを達成するための取組の方向性をまとめた「運営戦略2030」を策定している。今後も、拘禁刑の趣旨を踏まえつつ、適切かつ効果的な矯正処遇の実施に努めていく。



刑務所におけるダルク（薬物依存症リハビリ施設）
職員とのミーティング

3 社会内におけるエビデンスに基づくアセスメントと処遇の実施

日本国法務省は、RNR原則（リスク・ニード・リスポンシビティ原則）を基盤とするアセスメントツール（Case Formulation in Probation/Parole: CFP）を開発し、令和3(2021)年1月から保護観察所において実施している。CFPは、再犯リスクの評価、犯罪や非行に結び付く要因又は改善更生を促進する事項の把握、ケース・フォーミュレーションからなる。保護観察官はCFPによるアセスメントを踏まえて、処遇計画を策定している。

また、保護観察官は、保護観察対象者に対し、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムを実施している。性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転

防止プログラムの4種類があり、性犯罪をした者及び薬物使用等の罪を犯した者に対する専門的処遇プログラムについて効果検証を実施した結果、一定の再犯抑止効果が示唆されている。



専門的処遇プログラム

4 マルチステークホルダー・パートナーシップによる犯罪防止戦略の推進

(1) 矯正分野におけるマルチステークホルダー・パートナーシップ

多様な機関との協働は、拘禁刑時代の新たな処遇を始め、矯正行政を推進していくあらゆる場面において、重要な柱の一つである。

日本国法務省矯正局では、全国8か所の矯正管区を中心として、地方公共団体が策定する地方再犯防止推進計画の作成に協力しているほか、各施設においても矯正に関する広報活動や地方公共団体職員を対象とした見学会、矯正職員を交えたワークショップを行うなど、相互理解の増進を図り、地域に根差した再犯防止の取組の機運を高めている。

また、一部の刑事施設においては民間事業者の資金や専門性を活用した施設運営を行っている。

さらに、刑務所や少年院においては、厚生労働省、更生保護官署、民間企業等との連携により、職業訓練、社会復帰支援について一層の充実を図っている。加えて、福祉機関、医療機関、大学等との協力により、心理支援、薬物依存離脱指導等の教育プログラムの更なる充実強化に努めている。

加えて、少年鑑別所においては、学校等の教育機関、児童福祉機関等との連携を図り、これらの機関等からの相談に応じて、地域社会の非行及び犯罪の防止に向けた援助を実施している。

このように、矯正行政においては、国・地方・民間が一体となった再犯防止の取組を推進している。



矯正施設が所在する自治体との会議



民間事業者と協働で運営する刑務所におけるドローンを用いた作業療法



少年鑑別所における地域援助業務

(2) 更生保護分野におけるマルチステークホルダー・パートナーシップ

日本国法務省保護局では、「保護司」を始めとした民間協力者と協働しながら、地域の再犯防止に取り組んでいる。犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである保護司は、保護観察官と協働して保護観察を担当し、刑務所出所者等の立ち直りを支えているほか、地域の犯罪予防活動にも従事している。

また、保護観察所では、元保護観察対象者を含む地域住民や、関係機関・団体等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、必要な情報の提供や助言等の援助を行う、更生保護に関する地域援助を実施しており、その取組の一環として、犯罪をした者等が、地域における関係機関・団体等による必要な支援を受けることができるよう、地域における関係機関・団体等との連携体制の構築を図っている。

京都宣言や京都モデル戦略において、民間を含む多機関による連携の重要性が強調されたように、日本は、マルチステークホルダー・パートナーシップの強化を更に推進していく。



保護司による面接

(3) UNAFEI によるマルチステークホルダー・パートナーシップ

UNAFEIは、各国の再犯防止施策の充実に貢献するため、国際研修、地域研修、二国間協力を通じて、また、UNODCやUNAFEI研修受講経験者である各国の刑事実務家の協力も得ながら、京都モデル戦略や保護司制度を始めとする更生保護ボランティアの国際社会における認知度向上及び活用促進を図る。このような活用促進に当たり、UNAFEIは、保護司や協力雇用主などの民間セクターとのパートナーシップを強化する。

第3 人を中心とした、包摂的で対応力のある 刑事司法制度の推進（議題2）

平和で包摂的な社会は、効果的で透明性のある刑事司法制度により、全ての人が法の恩恵を平等に享受することで実現される。日本は、犯罪被害者やその家族等を含む全ての人が司法や支援の手が届くとともに、若い世代をはじめとする全ての人が法及びその執行を公正・公平であると信頼し、尊重する文化（法遵守の文化）が広がっていくことを目指し、基本的人権の尊重や法の支配の理念に基づき、人を中心とした、包摂的で対応力のある刑事司法制度の推進に取り組んでいる。

1 被害者中心のアプローチ

（1）検察庁における被害者支援員制度（被害者等の脆弱な立場に置かれた者への支援 充実のためのNGOを含む多機関連携の例）

日本全国の地方検察庁には、犯罪被害者等に、よりきめ細やかな配慮を行うため、犯罪被害者等の支援に携わる「被害者支援員」が配置されている。被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。



（2）犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度

日本の刑事施設、少年院及び保護観察所においては、犯罪被害者等の心情等をより直接的に反映し、被害者等の立場や心情への配慮等を一層充実させるとともに、受刑者等や保護観察対象者の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生等を効果的に図ることを目的として、犯罪被害者等が、刑事施設、少年院又は保護観察所の職員に対し、被害に関する心情や加害者の生活や行動に関する意見等を述べ、希望に応じて、受刑中、在院中又は保護観察中の加害者にその心情等を伝達する制度を設けている。

刑事施設及び少年院では、令和5(2023)年12月1日から、本制度の運用を開始しており、令和6(2024)年は、心情等の聴取を135件、聴取した心情等の伝達を129件実施したほか、保護観察所において、同年に本制度を活用し、心情等を伝達した件数は、181件であった。

2 全ての人の司法アクセスの向上

日本では、経済的理由等により弁護士を頼むことができないなど、様々な困難を抱える方々に対する法的支援を行うために、国が予算を投じて、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）を設置している。法テラスは、日本全国に50の地方事務所のほか、弁護士が少ない司法過疎地域にも事務所を設置し、常勤の弁護士等が相談対応に当たる司法アクセスのためのネットワークを構築している。

具体的には、生活に困窮している方々に対する無料の法律相談や弁護士費用の立替え等の法的支援のほか、被疑者・被告人のための国選弁護等関連業務等を実施している。近年では、震災・豪雨等の自然災害の被災者、ひとり親家庭、犯罪被害者、在留外国人などへの支援のために、関係機関と連携し、法的支援を含む総合的な支援のための活動を行っている。

また、令和8（2026）年1月13日から、犯罪被害者等支援弁護士制度の運用を開始し、一定の要件を満たす犯罪被害者等に対して、原則として法テラスが費用を負担して早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を実施している。

このような法テラスの活動は、日本において、法の支配の理念の下、全ての人が法的紛争を抱えた際に司法へアクセスし、その解決の道が開かれるようにするための取組であり、SDGsゴール16を達成する上で、一つの重要な役割を果たしている。

法テラスは、令和8（2026）年4月で設立20周年を迎えるが、「誰一人取り残さない」社会を実現するために、様々な困難を抱える方々の司法アクセスの改善を目指していく。

また、日本は、刑事手続等において、情報通信技術を活用して、手続の円滑化・迅速化や、手続に関与する国民の負担の軽減を図るとともに、情報通信技術を悪用した犯罪事象に対し、適切に対処できるようにするための「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」を制定し、刑事手続等において取り扱う書類の電子データ化・発受のオンライン化、刑事手続等におけるビデオリンク方式の一層の活用、情報通信技術の進展・普及に伴う犯罪事象への適切な対処を可能とするための法整備を行った。



法テラスのロゴ



通訳機を使った相談のイメージ

3 法遵守の文化の醸成

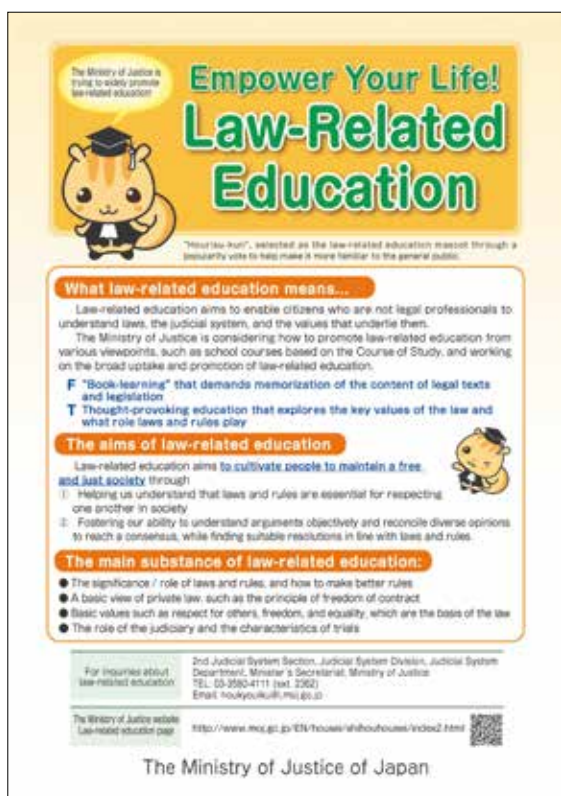
日本は、若い世代を含め国民の間に、法教育により法や司法への理解をより一層浸透させ、自由で公正な社会を支える人材を育成し、法遵守の文化が未来へと引き継がれることを目指している。

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを目的とした教育である。

この取組は、法の支配を貫徹し、平和で公正な社会を実現すること（SDGsゴール16）に資する重要なものと考えている。

また、近年では、社会問題化しているいわゆる「闇バイト」問題などを含む様々なSNS上のトラブルや消費者トラブル等から若年層を守るため、多様な価値観や法的思考力を身に付ける法教育の重要性がますます高まっていると考えている。

そこで、子どもの発達段階に応じた法教育教材の作成や、法教育授業の具体的な実践方法を教員等に習得させることを目的としたセミナーを実施している。また、学校や各種団体等からの要請を受けて、



法教育リーフレット



法教育マスコットキャラクター
「ハウリス君」



法教育セミナー

法曹である法務省の職員を講師として派遣し、児童・生徒等に対して法教育授業を行うアウトリーチ型の取組を実施するなどしている。最近では、日本語学校からの要請により、日本に滞在する外国人に対して模擬裁判の実施や日本の司法制度の紹介等を内容とする出前授業を実施した。

今後も日本社会の構成員一人ひとりが、法や司法に対する理解を更に深めることができるよう、幅広く法教育を推進していく予定である。



日本語学校での出前授業

さらに、日本国法務省では、法遵守の文化が持続的な犯罪防止には不可欠の要素と考え、3ページで紹介した、世界の若者のエンパワメントを推進するための「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を定期開催しているほか、UNAFEIが実施する汚職防止刑事司法支援研修を始めとする国際研修のプログラムの中でUNAFEI教官による講義を行うなどして、各国における法遵守の文化の醸成、浸透に貢献している。



UNAFEIにおける国際研修

第4 組織犯罪及びテロリズムを含む、 新たな形態の犯罪への取組と対策（議題3）

組織犯罪やテロリズムは国際社会の平和と安全に対する脅威であり、その様相は科学技術の発展に伴って変容を遂げており、また、刑事司法制度の抜け道を狙うように犯罪組織の構造も様々なところで変化が見られる。日本は、関係省庁が連携して、サイバー犯罪も含めた新たな形態の犯罪への取組と対策を進めている。

1 サイバー犯罪対策

昨今、政府機関や金融機関等の重要インフラ事業者等におけるDDoS攻撃とみられる被害や情報窃取を目的としたサイバー攻撃等が相次ぎ発生している。また、現在急速に利用が広がっているAIについても、様々な便益をもたらすことが期待される一方、不正プログラム、フィッシングメール、偽情報作成への悪用、兵器転用、機密情報の漏えいといった、AIを悪用した犯罪のリスクや安全保障への影響が懸念されている。

こうした脅威情勢に対処するため、日本の警察においては、令和4（2022）年4月、関東管区警察局に、「サイバー特別捜査隊」を設置、同6（2024）年4月、同隊を「サイバー特別捜査部」に発展的に改組し、同7（2025）年4月には、

サイバー特別捜査部に特別対処課を設置した。サイバー特別捜査部においては重大サイバー事案に対処し、都道府県警察サイバー部門においては高度な専門的知識及び技術を要するサイバー事案に対処している。また、あらゆる犯罪がインターネット空間を悪用しているともいえる現状を受け、サイバー部門以外の捜査部門においてもサイバー事案やサイバー犯罪に対処できるよう、技術的な支援を行うことができる体制を確保している。

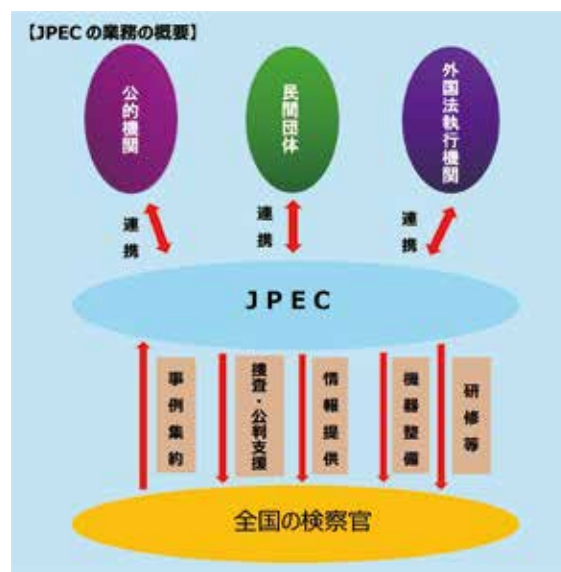
国境を越えて敢行されるサイバー事案が多いため、そうした事案への対処には国際連携が重要であるところ、日本警察においては、サイバー空間における脅威に関する情報の共有、国際捜査共助に関する連携強化、情報技術解析に関する知識・経験等の共有等のため、多国間における情報交換や協力関係の確立等に積極的に取り組んでいる。例えば、警察庁サイバー警察局では、関係省庁と、令和7（2025）年6月にフランスで開催されたサイバー犯罪条約の締約国等が参加する「サイバー犯罪条約委員会会合」に参加し、各国におけるサイバー犯罪対策への取組みについて議論や情報共有を行うなど、国際的な連携の更なる強化を推進するとともに、EUROPOLにサイバー事案対策専従の連絡担当官を置いており、同機関での継続的な情報共有・分析、国際機関が主催する捜査会議への積極的な参画等に取り組んで



サイバー犯罪条約委員会会合
（令和7（2025）年6月）

おり、その結果、サイバー特別捜査部を始めとする日本警察は、国際共同捜査へ参画している。これらの国際共同捜査では、被疑者の検挙、犯罪インフラの停止、暗号資産の押収等によって、ランサムウェアグループの活動を停止又は縮小させるなどの成果を得ている。

サイバー犯罪への厳正な対処を実現するための施策の一つとして、日本の検察当局において、新たな脅威に組織全体で的確に対応する能力を一層向上させるため、令和3(2021)年4月、先端犯罪検察ユニット(Japan Prosecutors Unit on Emerging Crimes: JPEC)を設置した。JPECは、情報通信技術等が手段として用いられた犯罪等の解明に有益な情報の収集・管理・提供を行うほか、全国の担当検事と捜査や公判の問題点を協議して、解決を目指してサポートしたり、成果や課題を収集・分析し、外部の専門機関とも連携して、効果的な立証方法を検討したりするなどし、捜査・公判支援に取り組んでいる。



JPECの業務の概要

また、JPECは、サイバー犯罪やデジタルフォレンジック（押収したスマートフォンやパソコン等に保存されているデジタルデータを適正な手続に基づき抽出し、抽出したデータを解析して犯罪立証のための証拠を見つける手法・技術）に関し、全国の検察官・検察事務官等を対象に、全国の検察庁や官民関係団体から収集した専門的な知見を提供するとともに、実際に機器を操作するハンズオンに重点を置いた実践的な研修を数多く企画・実施しており、デジタル証拠の解析技術・分析手法や暗号資産・サイバー犯罪に関する最新の知識を習得することができる体制を構築している。JPECは、欧州サイバー犯罪司法ネットワーク（European Judicial Cybercrime Network）の年次総会等、サイバー犯罪関係の国際会議に参加するなどして、諸外国の法執行機関との情報交換及び関係強化にも努めている。

さらに、日本は、サイバー犯罪に適用される刑事法の整備として、令和7(2025)年、電磁的記録文書等偽造罪等を導入するほか、裁判所による電磁的記録提供命令の導入などの法改正を実施した。

技術支援に取り組むUNAFEIでは、令和8(2026)年5月の国際研修において、サイバー犯罪及び暗号資産を悪用した犯罪への対処をテーマとして取り上げ、これらの分野における刑事司法実務家の能力構築に取り組む予定である。

2 組織的詐欺対策

日本においては、近時、各種犯罪により得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化され、SNSを通じるなどしてメンバー同士が緩やかに結び付くなどの特徴を有する「匿名・流動型犯罪グループ」が、SNS上で高額な報酬を示唆して犯罪の実行者を募集し、詐欺等の犯罪を実行させた上で、末端の実行者を言わば「使い捨て」にしている実態がみられるところ、日本政府は、これに対する対処が喫緊の課題であると認識している。

日本の捜査機関においては、これに対処するため、研修等を通じて、デジタルフォレンジックに関す

る専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、証拠品として押収されたスマートフォン端末等の解析用資機材の充実強化を推進し、情報技術解析に関する態勢強化に努め、刑事事件として取り上げるべき事案に対して厳正に対処している。

国際的な観点では、東南アジアの詐欺拠点による組織的詐欺は、人身取引とも深く関わっているほか、AI等の新興技術の悪用による手口の巧妙化や暗号資産の利用により、被害も拡大していることから、日本は、UNODCや国際刑事警察機構（International Criminal Police Organization：ICPO）を通じて、東南アジア諸国に対し技術協力と能力構築の支援を実施し組織的詐欺の抑止に貢献している。

例えば、日本の支援の下、UNODCは、令和6（2024）年度にタイムリーかつ協調的に、国際組織犯罪、特に犯罪強要のための人身取引に緊急に対応できるよう、法執行機関と最前線の警察官の専門能力強化を支援するプロジェクトを実施し、ERN（Emergency Response Network）を立ち上げ、詐欺拠点やカジノを中心とする人身取引に関する捜査等に利用されたほか、対象国において法執行官を対象に、OSINT（Open Source Intelligence）、暗号資産追跡、証拠管理、ダークウェブ捜査等の訓練を実施した。また、同年8月には、日本が拠出したICPOのプロジェクトの下でICPO職員がフィリピン当局からの要請を受けて同地に赴き、詐欺拠点の摘発に際し押収された電子機器の解析支援、暗号資産の追跡要領の指導等を実施した。同当局による拠点摘発により、ロマンス詐欺等に從事させられていた650人以上の人身取引被害者が救出された。

UNAFEIは、組織的詐欺について、Crim-APやSEAJustで培った知見及び人的ネットワークを活用し、特に東南アジア地域における捜査能力の向上や、日ASEAN刑事司法セミナーで策定されたモデルテンプレートをを用いた効果的で迅速な捜査共助に関する能力構築を行っている（詳細は20頁）。

今後も、日本は、国際的な組織的詐欺対策に尽力し、安全・安心に暮らせる社会の実現に貢献していく。



フィリピン当局が押収した電子機器について、その解析要領等を指導している状況

3 テロ及び暴力的過激主義対策

ISIL（Islamic State of Iraq and the Levant）等のテロ組織は、主にアフリカやアラビア半島においてクアッドコプター型ドローンと固定翼型ドローンを使用しているとみられ、特に、安価で入手しやすい外国製クアッドコプター型ドローンを多用しているとされる。テロ組織は、ドローンが本来有する性能に注目し、監視のほか、宣伝活動のための空撮、武器の運搬に使用する事例が増えているとされる。

また、アフガニスタンを拠点とするISILホラサン州（Islamic State – Khorasan Province：ISKP）は近年、デジタル空間を通じて過激思想を拡散し、特定の地域の出身者を対象に勧誘を活発化させ、

世界各地でのテロを画策している。

今日、テロ組織は、生成AIを使ったプロパガンダや秘匿性の高い通信アプリの連絡手段を使用する等、新技術を悪用しており、特にオンライン上のテロ・暴力的過激主義対策がますます重要となっている。こうした対策において民間部門との連携や若者の関与は重要であり、令和7(2025)年12月、日本は、南アジア各国(インド、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、モルディブ)からテロ対策部局、警察当局、市民社会(NGO)関係者等を招へいして、外務省、UNODC、UNAFEI、EUの共催で、暴力的過激主義防止のための若者の役割とデジタル空間での対応をテーマとするワークショップを開催した。

同時に、外国人テロ戦闘員の帰国、訴追、社会復帰は国際社会にとって引き続き重要な課題である。特に帰国後の適正訴追は極めて重要であり、日本は、「法の支配」が国際テロ対策においても重要であるとの考えから、令和7(2025)年2月に、中央アジア5か国から検察・法執行当局関係者を招へいし、外務省、国際司法・法の支配研究所(The International Institute for Justice and the Rule of Law:IIJ)、UNAFEI、仏欧州・外務省の共催で、「中央アジア地域におけるテロ対策・法の支配ワークショップ」を開催した。

また、日本は、二国間テロ対策協議、日米豪印テロ対策作業部会などを通じて、テロ情勢に関する情報交換や連携の強化などを確認しつつ、実践的な協力を強化してきているほか、国際的なテロ・暴力的過激主義対策やテロ資金対策の取組の一環として、UNODC及びICPOによるプロジェクトに拠出し、東南アジア諸国の法執行機関の能力構築を支援している。また、テロ対策に係る国際的な枠組みであるグローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)の関連会合や議論に積極的に参加しており、GCTFの派生団体である「コミュニティの働きかけと強靱性に関するグローバル基金(GCERF)」やIIJとは、プロジェクトへの拠出や事業の共催等による協力を進めてきている。



南アジア地域におけるテロ対策・法の支配
ワークショップ(令和7(2025)年12月)
写真提供:外務省



中央アジア地域におけるテロ対策・法の支配
ワークショップ(令和7(2025)年2月)
写真提供:外務省

さらに、技術支援に取り組むUNAFEIでは、国際社会の要請や課題に応じて多様なテーマを取り上げており、令和7(2025)年1月の国際高官セミナーにおいては、国際的なテロ犯罪への対処と関与若年者処遇をテーマとして取り上げ、テロ事案に関与した若年者から信用できる供述を確保する手法等に焦点を当てた研修を行うなど、テロ対策に関する各国の実務家の能力構築にも取り組んでいる。



第186回国際高官セミナー(令和7(2025)年1月)

第5 犯罪防止及び刑事司法分野における協力及び パートナーシップを向上させるための より良い協力（議題4）

急速に変化する世界において犯罪を防止し、正義を守っていくためには、各国政府や市民社会、地域共同体が協力・協調する必要がある。京都宣言に反映されているとおり、各国は、国際協力を通じた犯罪の防止及び撲滅に向けた取組を強化するとともに、民間部門、市民社会などとのマルチステークホルダー・パートナーシップを発展させる必要があり、日本は、UNAFEIの活動も含め、犯罪防止及び刑事司法分野における協力及びパートナーシップの向上に取り組んでいる

1 刑事に関する国際協力

(1) 捜査共助

組織犯罪、サイバー犯罪等の国際犯罪が一層複雑化・深刻化する中、日本は、これに適切に対処するため、国際的な連携を強化しており、その1つが捜査共助の積極的な実施である

日本は、これまで、米国、韓国、中国、香港、ロシア、EU及びベトナムとの間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結し、合計30以上の国・地域との間で、中央当局同士が捜査共助の嘱託・受託を直接行うことにより、捜査共助を迅速に実施している。また、多数国間の枠組みであるサイバー犯罪条約、国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約に基づき、多数の締約国との間で捜査共助を実施している。さらに、その他の国・地域との間では、外交経路を通じて、相互主義の保証に基づき捜査共助を実施している。

(2) 矯正分野における国際協力

日本では、外国の司法関係機関との協力を通じ、矯正分野における国際連携を積極的に進めている。

例えば、国際受刑者移送制度は、受刑者をその母国において受刑させることで、改善更生及び円滑な社会復帰を促進するものであるところ、日本においても関係国との移送手続の調整、情報交換に努め、令和7（2025）年までに約580名の受刑者を外国に送り出した。

また、日本はアジア太平洋地域における矯正行政ネットワークの強化にも取り組んでおり、毎年、アジア太平洋矯正局長等会議（APCCA）において、各国の矯正が直面する課題や処遇技術、施設運営、キャパシティビルディング等に関する知見の交換等を行っている。同会議は、地域の矯正行政の質の向上に寄与する重要な枠組みであるところ、日本は令和9（2027）年に同会議の開催国を務めることが決定しており、開催準備を進めながら、地域各国との協力関係を一層強化していく。

今後も、これら国際的な枠組みを活用し、矯正分野における国際協力を着実に推進していく。



第43回APCCA（令和7（2025）年11月ソウル）

(3) 保護分野における国際協力

日本は、令和3(2021)年3月、京都コングレスのサイドイベントとして、第1回世界保護司会議を主催した。同会議では、アジア諸国のほか、ヨーロッパや北米等からの参加者も得て開催され、保護司を始めとする地域ボランティアが再犯防止の取組に参画することの重要性等について議論された。

さらに、日本は、令和6(2024)年4月にオランダで開催された第2回世界保護司会議において、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が承認されたことを踏まえ、令和7(2025)年4月17日には国際更生保護ボランティアの日1周年を記念して、更生保護を司る外国当局と意見交換を行うウェビナーを開催した。

そのほか、外国当局との連携として、マレーシア行政局と国連薬物犯罪事務所が共催した社会内処遇従事者向けの研修において日本の法的枠組み等に関する講義を行ったり、法務省保護局と韓国法務部犯罪予防政策局との間で署名した協力覚書(MOC)に基づき職員を派遣し、双方の国の施策や課題等を共有したりしている。

なお、令和8(2026)年4月にインドネシア(バリ島)で開催が予定されている第7回世界保護観察会議のプログラムとして、第3回世界保護司会議を主催する予定である。



日韓協力覚書の署名(令和5(2023)年7月)

2 技術支援

(1) 刑事司法分野における協力・パートナーシップの必要性

止まらない犯罪のグローバル化に加え、先端情報技術の発達により、犯罪の複雑化、巧妙化はとどまるところを知らない。また、慢性化している過剰収容、更生環境の整備されていない矯正施設、犯罪者の再犯防止を見据えた処遇の欠如・不足等は、各国様々なアプローチを試みるも、今なお各国共通の課題である。このような状況から、専門的な知識、好事例、知見の共有等、国際協力による能力向上、技術支援の重要性は増加の一途をたどっている。

(2) UNAFEIの活動を通じた国際協力の概要(特に京都コングレス以降の進展)

ア UNAFEI(国連アジア極東犯罪防止研修所)とは

UNAFEIは、国連と日本国政府との協定に基づき、昭和37(1962)年に設立された国連の地域研修所であり、現在は、日本国法務省が国連と協力して運営している機関であり、国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関(Institute of the UN Crime Prevention and Criminal Justice Programme Network:PNI)の1つである。その主要な業務は、各国の刑事司法実務家を対象とする国際研修及びセミナーの実施、犯罪防止及び犯罪者処遇に関する研究などである。その活動の大きな特徴は、異なる国々からの参加者、国内外の客員専門家、多種多様な機関・団体等との幅広い連携・

協力にあり、マルチステークホルダー・パートナーシップを具現化しているものである。代表的な国際研修は、それぞれ年に一度実施される、刑事司法研修、犯罪者処遇研修、高官セミナー、汚職防止刑事司法支援研修である。これらの研修では、越境組織犯罪、サイバー犯罪、テロ、マネー・ローンダリング、少年司法、汚職防止における官民協働、女性犯罪者の処遇、再犯防止における多機関連携・官民協働等、多種多様なテーマを扱い、京都 kongress 以降だけでも、60以上の国と地域から300人を超える参加者を得ている。これに加え、UNAFEIでは年間を通じて地域間研修や二国間協力に基づく研修等も実施している。以下、UNAFEIの活動を通じた国際協力について、特に、京都 kongress 以降の5年間のUNAFEIの歩みや活動内容について紹介する。

イ UNAFEIの提供する技術支援

(ア) 京都モデル戦略(KMS)に関する活動

京都 kongress 以降のUNAFEIの活動で特に重要なものとして、各国の再犯防止施策の充実に貢献するためのKMSの策定・活用促進の取組が挙げられる。具体的には、UNAFEIは、令和3(2021)年10月にPNIを集めた専門家会合を開催し、KMS草案策定に資する勧告をとりまとめたほか、犯罪者処遇に関する多国間の国際研修を実施し、保護司制度を始めとする更生保護ボランティアの国際社会における認知度の向上を図るとともに、拘禁刑導入を含む刑事施設での再犯防止施策の知見を各国と共有している。また、KMSで推奨されている、犯罪者の特性に応じた更生プログラムの策定と実施、その前提としての個々の犯罪者のアセスメントの実施という観点から、UNAFEIは、フィリピン司法省保護局及び保護観察所職員を対象として、新たなアセスメントツールの策定、複数の専門的処遇プログラムの策定に関する助言・支援並びに東ティモール司法省の矯正局職員とともに暴力防止プログラムを新たに策定し、その実施に向けてワークショップを開催するなどの助言・支援等も行ったところである。更には、UNAFEIの研修においては、日本国法務省の矯正保護当局からも参加がある上、保護司国際研修という現役の保護司向けに犯罪者処遇の国際的な動向や実務を提供する研修も別途行っており、このような機会を通じて、国内的にもKMSの理解度を高め、日頃の業務に役立ててもらうための支援をしている。

(イ) UNODCとの連携

UNAFEIは、数多くのパートナーと連携・協力しているが、京都 kongress 以降、特筆してその協力関係が拡大しているのがUNODCである。もちろんそれ以前から協力関係はあったが、特に京都 kongress 以降、UNODC単独で行うよりも相乗効果が見込まれやすい地域やテーマについて、多岐にわたる



UNAFEIによる国際研修

協力が実施された。従前から、東ティモールの矯正施設の適正な管理運営やカンボジアにおける社会内処遇制度構築・実施等の東南アジア地域での二国間協力が行なわれてきたが、直近では、より広範囲に、より多様な課題について、協力関係を結んでいる。例えば、UNAFEIは、UNODC バンコク事務所と協力して、日ASEAN 刑事司法セミナーを開催した。ここでは、UNAFEIは、より効果的な捜査共助を実施するため、日本の拠出により、UNODCがASEAN 諸国とともに策定したASEAN 共助条約に基づく捜査共助要請書のモデルテンプレートを用いた演習を実施し、その活用促進を図るなど重要な役割を果たした。また、刑務所の過剰収容や非拘禁措置の活用といった犯罪者処遇の分野に関する問題についてもASEAN 各国の現状と対策について議論が行われた。UNODCとの連携は東南アジア地域にとどまらない。直近では、UNAFEIは、UNODC バンコク事務所と協力し、太平洋島しょ国・地域向けに、越境組織犯罪に対する効果的な捜査手法に関する研修及びサイバー犯罪対策と効果的な捜査共助に関する研修を、それぞれ本邦及びフィジーにおいて実施した。更には、UNODC 本部（ウィーン）のウクライナ向け技術支援プロジェクトに協力する形で、同国の汚職対策当局向けに、効果的な経済捜査（賄賂、犯罪収益、資金洗浄等の金の流れの追跡、特定、回復等に関する捜査）を行うための能力を強化するための本邦研修を実施した。

ウ UNAFEIのコンgressや国連への関与・貢献

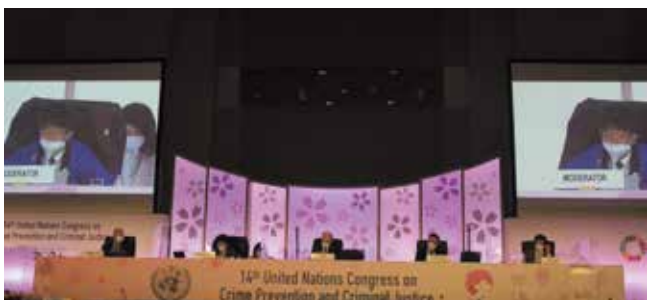
前記の技術支援におけるUNODCとの連携以外にも、UNAFEIは、積極的に国連の活動に関与・貢献している。UNAFEIは、国連の会議において、政府代表やNGOとは異なる独自のステータスと役割を有するPNIとしての立場も有する。この立場から、UNAFEIは、刑事司法分野における実質的な政策決定機能を有するCCPCJや、コンgressに参加・貢献することなどを通じて、国連の刑事司法分野の政策決定・実施に積極的に関与し続けてきた。

この分野で特筆すべきUNAFEIの重要な貢献は、コンgressにおける公式日程の一つであるワークショップの企画・運営である。UNAFEIは、平成12（2000）年の第10回コンgressから継続してワークショップを担当し、令和8（2026）年のアブダビコンgressでも、ワークショップ1「女性・子供・若者の保護に焦点を当てた強靱な社会の構築—社会参加と教育ppの促進、法遵守の文化の醸成—」の企画・運営を担当する。

また、PNI相互の協力促進に当たり、UNAFEIはタイ法務研究所及びナイフ・アラブ治安科学大学（NAUSS）に協力し、それぞれタイ及サウジアラビアの刑事司法実務家、矯正当局幹部の訪日研修を受け入れた。

エ UNAFEIと他の国際機関との連携

UNAFEIは、世界中の国際機関等と積極的に協力覚書（MOU/MOC）を締結し、刑事司法の発展のため、様々な国際協力活動に積極的に参加している。



京都コンgressでワークショップを運営する様子
（令和3（2021）年3月）



サウジアラビア矯正局訪日セッション
（令和6（2024）年7月）

最近では、令和4(2022)年に、欧州保護観察連合(CEP)及び国際刑事裁判所(ICC)と、同7(2025)年に、国際刑事矯正財団(IPPF)と覚書を締結した。これに基づき、CEPからは、アジ研が実施する国際研修等へ講師を招へいするなど、保護観察に関する欧州の知見を提供してもらっている。また、ICCとは、効果的な証人の保護の在り方をテーマに、東南アジア諸国向けの共同セミナーを実施している。さらに、令和7(2025)年には、「再犯防止国連準則を活用した再犯防止の促進」というテーマで、国際刑事矯正財団専門家会合(IPPFコロキウム)をホストした。

(3) UNAFEI アラムナイの維持、発展

過去60年以上にわたるUNAFEIの国際研修のアラムナイ(卒業生)は、令和7(2025)年12月現在、144の国及び地域から6,700名余りにのぼる。これらのアラムナイの中には、最高裁長官、法務大臣、検事総長等の高位高官に就いた人も多数いる。UNAFEIは、このようにこれまで培った人的ネットワークを強化し、刑事司法分野の国際協力を大きく推進するため、アブダビコンGRESSにおいて、アラムナイ同窓イベントを実施する。



笑顔があふれるUNAFEIの人的交流

第6 アブダビコンgres及び2030年、 その先の未来に向けて

日本は、「誰一人取り残さない (Leave No One Behind)」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、アブダビコンgres以降、そしてポスト2030年においても、国内外における政策のあらゆる領域において、法の支配や基本的人権の尊重といった価値を国際社会に浸透させていくための取組を更に推進していく。

本理念を具現化するためには、国家のみならず、多様な主体の参画・協働が不可欠であるとの認識の下、日本は、諸外国の法務・司法機関、UNODCを含む国内外のマルチステークホルダーとの連携を体系的に強化するとともに、若者のエンパワーメント及びエンゲージメントを推進し、実効的かつ継続的な施策を着実に実施する。

以下では、今後、日本が重点的に取り組む3つの分野の方向性を示す。

1 諸外国の法務・司法機関との連携強化

国境を越える犯罪、人権課題及び法制度整備に関する国際的要請が高まる中、諸外国の法務・司法機関との協力は、法の支配を国際的に推進する上で不可欠な要素である。日本は、国際社会の安定及び公正の確保に資するべく、制度整備支援、人材育成及び専門知識の共有を含む連携の拡充を図る。今後は、特に以下の事項を重点的に講じる。

- ・サイバー犯罪等の先端犯罪対策、再犯防止に関する諸外国の法務・司法専門家との知見共有及び研修事業の充実
- ・犯罪やテロ対策、矯正保護分野における国際協力の積極的活用
- ・法の支配の推進の担い手となる国際情勢を踏まえたバランス感覚と法的思考能力を併せ持つ人材（国際法務人材）の育成及び人的ネットワークの維持・強化

これらの取組を通じ、日本は、引き続き国際社会における法の支配推進の中核的役割を果たす。

2 マルチステークホルダーとの連携強化

現代社会における課題の多様化・複雑化に鑑み、政府のみならず、地方公共団体、民間企業、非政府組織（NGO）、教育・研究機関、地域コミュニティ及び技術産業等、多様な関係主体が協働し、相互補完的に取り組む体制の構築が不可欠である。このため、今後、日本は特に以下の事項を重点的に講じる。

- ・地方公共団体、民間協力者等との協働による再犯防止施策の推進
- ・被害者等の脆弱な立場に置かれた者への支援充実のためのNGOを含む多機関連携の強化
- ・国際機関や研究機関等と協働した政策形成への専門的・科学的知見の活用
- ・デジタル技術を活用した司法アクセスの改善に資する取組の推進

これらの取組を通じ、社会全体としての包摂性及び持続可能性の向上が期待される。

3 若者のエンパワーメント及びエンゲージメントの推進

若者は、社会の将来を担う重要な構成員であるとともに、現下の社会課題に対して高い関心と行動力を有する主体である。法の支配及び基本的人権の尊重といった価値を社会の基盤として継続的に保持・発展させるためには、若年層に対する教育、啓発及び参画促進が不可欠であるため、今後、日本は以下の施策を重点的に推進する。

- ・ 学校教育及び社会教育における法教育・人権教育の一層の拡充
- ・ 若者が政策形成過程に参画し得る対話の枠組及び意見収集機会の提供
- ・ 技術支援を通じた各国における若者による法遵守の文化の醸成への貢献

これらにより、若者が、新たな社会構築の担い手として主体的に行動し、法の支配の推進及び法遵守の文化の醸成に寄与することが期待される。日本は、若者の声を国際的な議論の場に届ける機会を提供するとともに、法の支配の強化と安全・安心な社会の実現に寄与していく。

日本の決意：未来への取組

以上のとおり、日本は、「誰一人取り残さない (Leave No One Behind)」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、法の支配や基本的人権の尊重といった価値を国際社会に浸透させていくための施策を未来への取組の中核に据え、日本がハブとなり、諸外国の法務・司法機関及びマルチステークホルダーとの協働、そして若者のエンパワーメント及びエンゲージメントの推進を通じて、全ての人がルールの下で安全・安心に暮らせる社会の構築に不断に取り組んでいく。



春の法務省旧本館と新館



法務省旧本館

